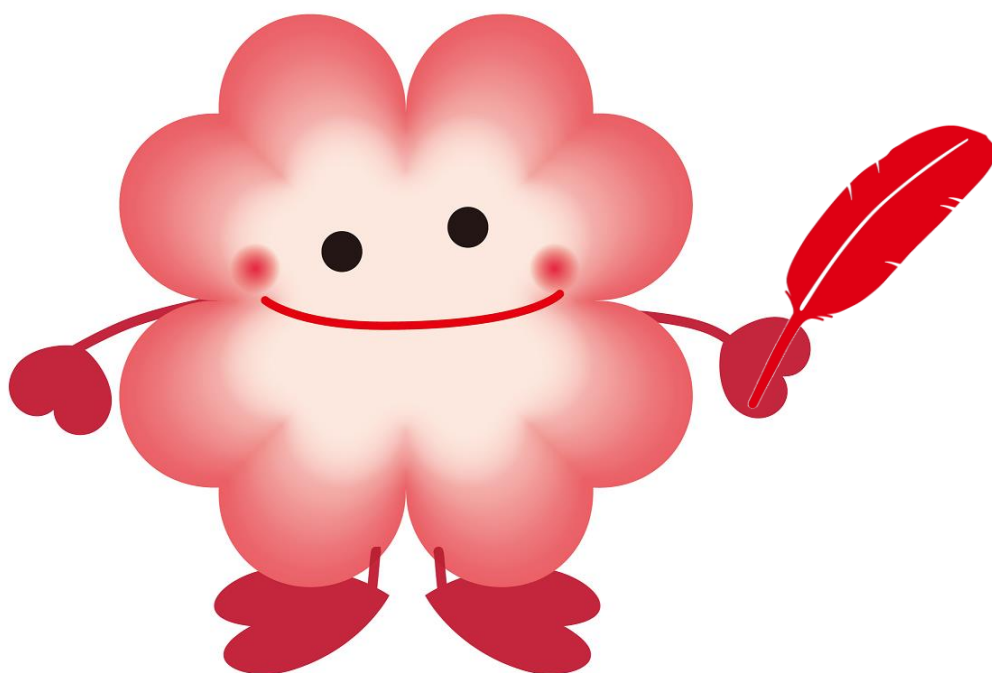


令和4年度 地域福祉活動“運営費”助成金 申請ガイド



朝霞市社協マスコット

アーシャ♥るくるん

目次

●令和4年度地域福祉活動運営費助成金交付事業実施要領	p.1
●令和3年度からの変更点	p.3
●新型コロナウイルス感染症の影響による活動について	p.4
●申請から報告までの流れ	p.5
●提出書類	p.6
●Q&A	p.7
●地域福祉活動助成金交付要綱	p.10
●提出前の最終チェックリスト	p.17

別添 令和4年度社協助成金の概要

提出書類一式

令和4年度地域福祉活動運営費助成金交付事業実施要領

1. 趣旨

この助成金は、市民が自主的に地域福祉の向上及び充実を図ることを目的に結成した団体の運営に対して、赤い羽根共同募金の配分金を活用して支援を行うものです。

2. 助成金の区分と上限金額

区 分	助成基準額(上限金額)
地域福祉活動団体 (ボランティア団体、福祉活動団体、 当事者団体、NPO 法人など)	24,000 円
ふれあい・いきいきサロン	2,000 円 ×開催回数(上限 80,000 円) ※事前準備、他団体との共催事業は回数から除く。
高齢者会食会	4,500 円 ×開催回数(上限 108,000 円) ※事前準備、他団体との共催事業は回数から除く。

※予算の範囲内での助成となります。

※区分ごとの要件等について、詳しくは p.14 をご覧ください。

3. 対象経費

運営費	対象	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの

4. 対象期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)の期間における団体の運営

5. 申請期間・交付決定時期

申請期間: 令和4年4月15日(金)～7月15日(金)

決定時期: 審査後、申請した月の翌月下旬までに交付決定通知を送付

※令和3年度この助成金の交付を受けた団体は、「地域福祉活動運営費助成金実績報告書(様式第6号)」も上記申請期間内に提出してください。

6. 申請方法

申請書(社協ホームページからダウンロードした申請書など)に必要事項を記入し、必要書類を添付してください。(p.6 参照)

→社協まで**郵送**または**来所**で提出してください。

※書類の訂正をお願いする場合がありますので、余裕をもってご提出くださいますようご協力をお願いします。

また、金額を訂正する場合は訂正印が必要となります。来所で提出する場合には印鑑をご持参ください。

7. 助成結果の公表について

この助成金は、地域の皆さまからいただいた赤い羽根共同募金を財源としています。

赤い羽根共同募金が身近な地域で使われていること、また、どのように活用されているかを周知するために、助成を受けた団体を社協の広報媒体(広報紙、ホームページ、SNS など)で公表しますので、ご了承ください。

8. 募金運動へのご協力について

赤い羽根共同募金運動の一環として毎年10月頃に街頭募金を行っています。助成を受けた団体に、街頭募金参加者募集のご案内をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。(参加は任意です。)



9. お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会
地域福祉推進係

☎048(486)2485【直通】

FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1

朝霞市総合福祉センター(はあとぴあ)

▼メール



▼ホームページトップ



▼ホームページ「補助金・助成金」ページ

(申請書などの書類はここからダウンロード
できます。)



留意点

I. 収支決算書・収支予算書・チラシ・会報等の記入について

団体の運営費について、収支決算書・収支予算書などを作成する時は本会から助成を受けたことがわかるよう

「社協 地域福祉活動助成金」と明記するようご協力ください。



Q.なぜ「社協 地域福祉活動助成金」と明記する必要があるのですか？

A.この助成金は、地域の皆さまからいただいた赤い羽根共同募金を財源としています。

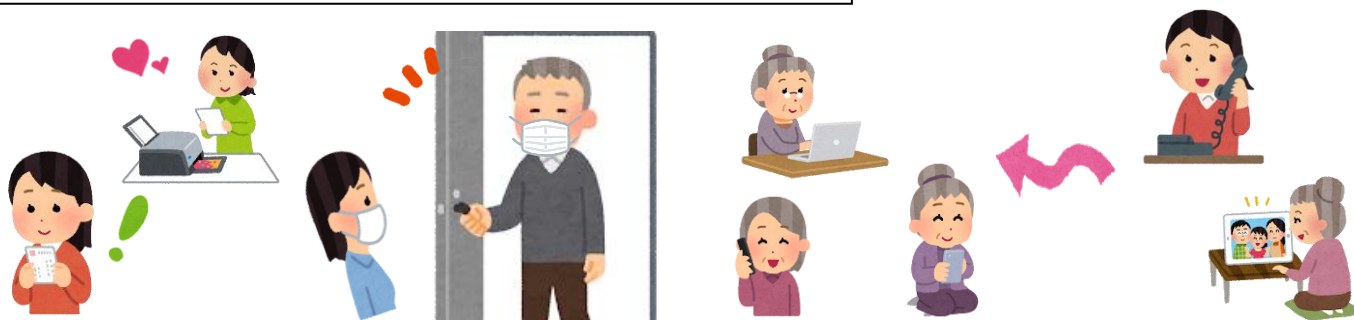
P.16⑤に基づき、収支の科目に上記を明記していただくようご協力よろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による活動について

新型コロナウイルス感染症の影響で通常の活動を休止している団体も、利用者や参加者の**見守り**や**ストレス軽減**、**介護予防**などを目的に以下のような活動をしている場合には、申請の際にその分も含めることができます。

💡例えば・・・

安否確認や様子伺いのために電話・訪問、おたよりの発行



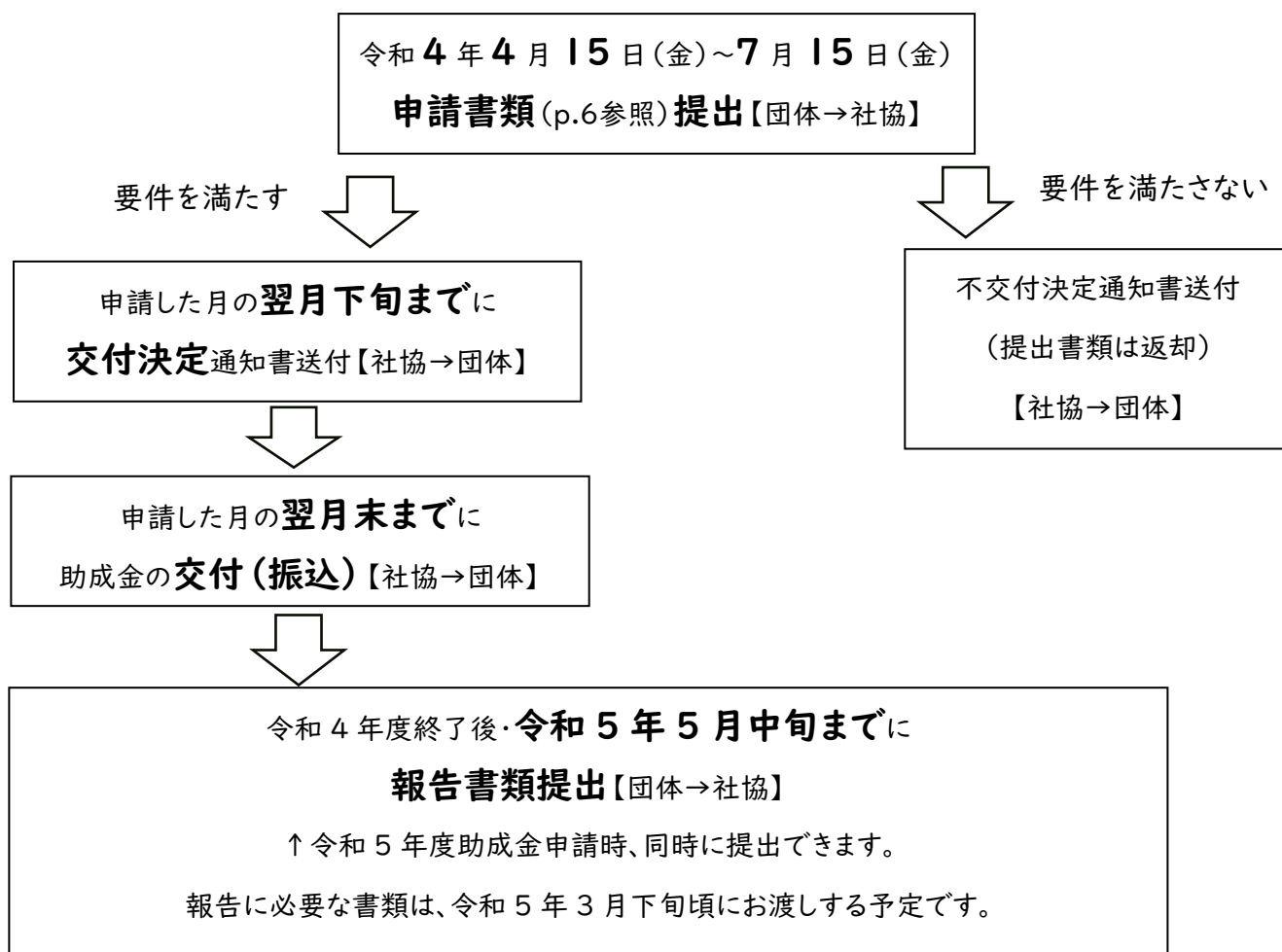
青空サロン開催、屋外でラジオ体操を実施、オンラインを活用した活動
(動画配信、オンラインコミュニケーションなど)



●申請書類の書き方

区分	申請書類の書き方
地域福祉活動団体	収支予算書に、上記のような活動に要した費用を含めてください。 (電話の例の場合→「電話代 ○円」 通信やおたよりを配布する場合→「印刷代 ○円、インク代○円」 など)
ふれあいいきいきサロン 高齢者会食会	上記のような活動も開催回数に含めてください。 ((例) 月に1回、スタッフが手分けして利用者全員に電話→1回分 月に1回、スタッフが手分けして利用者の自宅を訪問→1回分)

申請から報告までの流れ



(例)5/10に申請書類を提出する場合
→6月下旬までに交付決定通知書送付【社協→団体】
→6月末までに助成金の交付(振込)【社協→団体】
→翌年度5月中旬までに報告書類提出【団体→社協】

令和4年度 年間スケジュール

令和4年度												令和5年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
申請期間													
(<→申請した月の翌月下旬までに交付決定)												報告	
←————→												←————→	

提出書類

1. 社協指定の様式に記入する書類

- ① 地域福祉活動運営費助成金交付申請書(様式第1号)
- ② ボランティア団体情報カード
- ③ (令和3年度も交付を受けた団体) 地域福祉活動運営費助成金実績報告書(様式第6号)

※可能な範囲で令和3年度の活動の様子が分かる写真の添付をお願いします。(任意)

2. 様式任意の書類

- ① 事業計画書(令和4年度)
- ② 収支予算書(令和4年度)
- ③ 事業報告書(令和3年度)
- ④ 収支決算書(令和3年度)
- ⑤ 構成員名簿(令和4年度)
- ⑥ 規約又は会則
- ⑦ 通帳のコピー

令和4年度の活動の全てについて記入してください。

〔すでに終わった活動と、これから予定している活動の両方について記入してください。〕

氏名と住所が分かるもの

①～⑤は、特に団体で作成しているものが無い場合には、社協の任意様式をご利用ください。

(社協ホームページからダウンロードする場合)

The screenshot shows the homepage of the Choshi City Social Welfare Association. A red box highlights the '補助金・助成金情報' (Subsidy and Grant Information) page, with a QR code and instructions: 'こちらの「補助金・助成金情報」のページからダウンロードしてください。 ※用紙の色は何色でも構いません。 QRコードはこちら▼'. A red arrow points from the QR code to the '補助金・助成金情報' link in the right-hand navigation menu. The navigation menu also includes '暮らし・相談' (Living and Consultation) and 'ふれあいサービス' (Fureai Service).

Q&A

I. 全団体共通

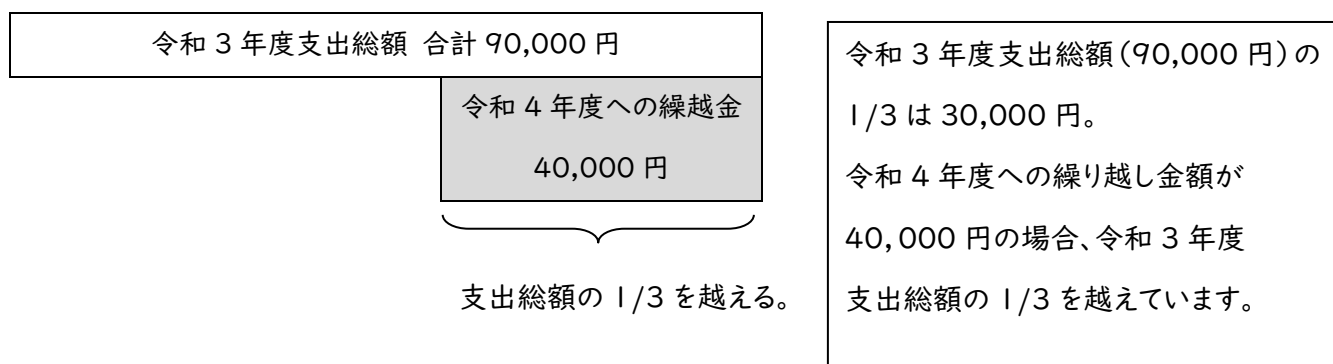
Q1.助成金は申請したいのですが、新型コロナウイルス感染症の影響などで、申請しても計画どおり活動ができないかもしれません。どのように申請すれば良いですか？

A1.申請時点の予定で申し込み、交付を受けることができます。

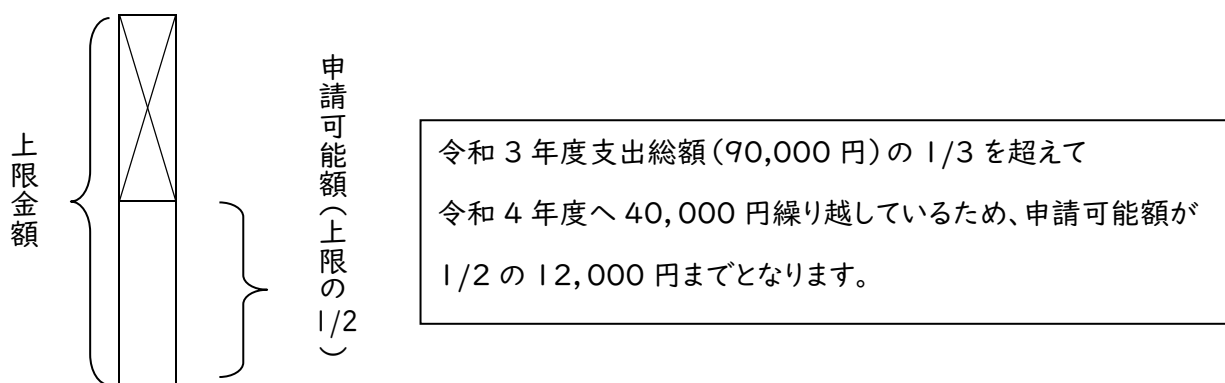
ただし、来年度への繰越金額が総支出額の 1/3 を超えると、来年度申請できる金額が上限金額の 1/2 になるため、ご注意ください。

心配な場合には、ある程度活動予定の見通しがついてから申請することをお勧めします。

例:令和 3 年度地域福祉活動助成金“運営費”上限金額 24,000 円を交付された団体



令和 4 年度申請時、上限金額 24,000 円の場合



**令和 4 年度申請する際は、令和 3 年度支出総額の 1/3 の金額と
令和 4 年度への繰り越し金額を確認してから申請書の提出をお願いします。**

Q2. 申請時点で、令和4年度中にすでに支出したものについても申請できますか？

(例:7月に申請しますが、4月~6月に支出したものについても申請できますか?)

A2. 申請可能ですので、収支予算書に入れてください。(ただし、交付決定は審査によります。)

Q3. 対象団体の要件に、構成員が5人以上とありますが、構成員とはスタッフだけを指しますか？

それとも利用者も含まれますか？

A3. 構成員は、「その団体に登録している人」を指します。例えば、利用者名簿などがあり、決まった利用者が来ている場合には利用者も含まれます。誰でも自由に参加できるフリーサロンなどの場合は、利用者は含まれません。

Q4. 対象団体の要件に「朝霞市内に拠点において活動している」とありますが、拠点とは何ですか？

A4. 主な活動場所や、団体の事務所、団体の代表者の住所などを指します。

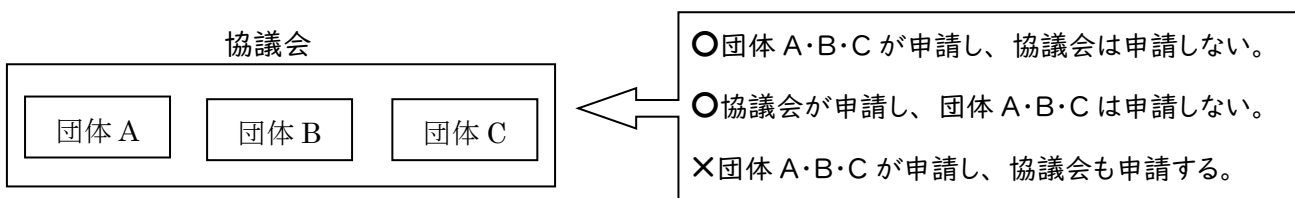
Q5. 助成金の区分について、自分の団体は「地域福祉活動団体」と「ふれあい・いきいきサロン」

両方に当てはまるように思えます。どちらの区分で申し込めば良いですか？

A5. 両方の区分(p.14 参照)に当てはまる場合には、ご希望の区分でお申し込みをお願いします。

Q6. 複数の団体による協議会を組織していますが、それぞれ別団体として申請できますか？

A6. 構成する団体、もしくは協議会の、どちらかで申請することになります。



Q7. 社協の歳末援護金も申請する予定ですが、その分の収入も地域福祉活動運営費助成金の収支予算書に記入する必要がありますか。

A7. 収支予算書は、令和4年度中に各団体が予定している収入・支出のすべてを記入していただくものです。

そのため、歳末援護金についても記入をお願いします。

令和4年度の申請上限額は10,000円(予定)となります。(実際の交付金額は、10,000円よりも低くなる可能性があります。詳しくは「令和4年度社協助成金の概要」をご覧ください。)

2. ふれあい・いきいきサロンと高齢者会食会

Q1.申請時点で、すでに終了している活動についても開催回数に含めることができますか？

(例:7月に申請しますが、4月～6月の活動についても開催回数に含めることができますか?)

A1.開催回数に含めることができます。(ただし、交付決定は審査によります。)

Q2.新型コロナウイルス感染症の影響で通常の活動は休止しています。しかし、休止期間中、安否確認のために参加者の自宅をスタッフが手分けして訪問したことがあります。そのような活動も開催回数に含めることができますか？

A2.開催回数に含めることができます。(ただし、交付決定は審査によります。)

Q3.ふれあい・いきいきサロン活動の中で、食事の提供をすることがあります。高齢者会食会の区分に該当すると考えて良いですか？

A3.「高齢者会食会」は、基本的に毎回食事を提供している団体が該当します。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自主的に地域福祉の向上及び充実に資することを目的に結成した団体の運営及び事業活動を支援するため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金の配分金を利用して行う地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす団体とする。

- (1) 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っていること。
- (2) 本会のボランティアセンターにボランティア団体情報カードを提出していること。
- (3) 朝霞市内に拠点をおいて活動していること。
- (4) 構成員が5人以上で、その過半数以上が朝霞市民であること。
- (5) 規約又は会則を有していること。
- (6) 毎年、収支予算書及び収支決算書を作成していること。
- (7) 会費、参加費等を徴収するなど、自主財源の確保に努めていること。
- (8) 営利、政治、宗教等の活動を目的としていないこと。

2 活動実績が短いため申請時点で収支決算書を作成するに至っていない対象団体については、前項第6号の規定のうち収支決算書を作成していることを要件から除くものとする。

3 第1項第7号については、次条第1号の対象団体に限るものとする。

(助成金の種類及び申請回数)

第3条 助成金の種類は、次の各号のとおりとし、対象団体が各年度において申請できる回数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動運営費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (2) 地域福祉活動事業費助成金 1団体につき1回を限度とする。
- (3) 地域福祉活動開設費助成金 1団体につき助成基準額の上限額まで複数回申請することができる。

(助成金の区分及び交付額等)

第4条 助成金の交付は、毎年度の予算の範囲内において行う。

2 前条各号に掲げる助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額、留意事項並びに対象経費は、別表のとおりとする。

3 交付額は、別表の助成基準額に定める額以内とする。

(申請)

第5条 対象団体は、地域福祉活動運営費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動運営費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体名簿)
- (4) 事業報告書及び収支決算書(既に本会へ提出済みの対象団体は、不要)
- (5) ボランティア団体情報カード(複数の対象団体が組織する協議会等が申請する場合は、構成団体のボランティア団体情報カード)
- (6) 会長が必要と認める書類

2 対象団体は、地域福祉活動事業費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動事業費助成金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿
- (4) 「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」と明記されたチラシ(申請時に提出できない場合は、事業実施1か月前までに提出する。)
- (5) ボランティア団体情報カード
- (6) 会長が必要と認める書類

3 対象団体は、地域福祉活動開設費助成金の交付を申請するときは、地域福祉活動開設費助成金交付申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 申請団体概要
- (2) 規約又は会則
- (3) 構成員名簿
- (4) ボランティア団体情報カード

(5) 用途及び金額が分かるもの（見積書、写真など）

(6) 会長が必要と認める書類

（助成金の交付又は不交付の決定及び通知）

第6条 前条の申請があったときは、本会は、当該申請に係る内容を審査し、助成金の交付（交付額を含む。）又は不交付の決定を行う。ただし、地域福祉活動開設費助成金については、助成金の交付又は不交付のみを決定し、交付額の決定は、第8条第3項の報告の後に行う。

2 前項により、助成金の交付を決定したときは、地域福祉活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

3 第1項により、助成金の不交付を決定したときは、地域福祉活動助成金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。この場合において、前条により提出された申請書及び添付書類は、返還するものとする。

（助成金の交付）

第7条 地域福祉活動運営費助成金及び地域福祉活動事業費助成金については、前条第2項の通知後に交付する。

2 地域福祉活動開設費助成金については、次条第3項の報告に係る書類を審査し、交付額を決定した後に交付する。

（報告）

第8条 地域福祉活動運営費助成金の交付を受けた団体は、当該会計年度終了後2か月以内に、地域福祉活動運営費助成金実績報告書（様式第6号）に当該地域福祉活動運営費助成金に係る事業報告書及び収支決算書を添付して本会に提出しなければならない。

2 地域福祉活動事業費助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、地域福祉活動事業費助成金実績報告書（様式第7号）に当該事業に係る収支決算書、領収書の写し及びチラシ、写真その他の事業の内容がわかるものを添付して本会に提出しなければならない。

3 地域福祉活動開設費助成金の交付を受ける団体は、地域福祉活動助成金交付決定通知書を発送した日から1か月以内に、地域福祉活動開設費助成金実績報告書兼請求書（様式第8号）に開設に係る領収書及び用途がわかる写真等を添付して本会に提出しなければならない。

（交付団体の責務）

第9条 この要綱に定めるところにより助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、交付を受けた目的及び用途に反して助成金を使用してはならない。

（返還）

第10条 交付団体は、事業の中止その他の事由により交付された助成金を支出しなくなったと

きは、速やかに、地域福祉活動助成金返還届（様式第9号）を本会に提出し、当該助成金を返還しなければならない。

- 2 地域福祉活動事業費助成金の交付団体は、実際に支出した額が交付額を下回り余剰金が生じた場合は、地域福祉活動助成金返還届を本会に提出し、当該余剰金を返還しなければならない。
- 3 本会は、交付団体が当該年度中に休止、解散等により6か月以上の活動実績がないと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。
- 4 本会は、交付団体が前条の定めに違反し、又は偽りその他不正な行為があったと認められるときは、交付額の全部又は一部を返還させるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱（平成28年4月1日）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1. 助成金の種類ごとの区分、対象団体としての活動実績及び要件並びに助成基準額

助成金の種類／ 区分		対象団体		助成基準額
		活動実績	要件	
地域福祉活動運営費助成金	地域福祉活動団体	1年以上	ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など	24,000円(2,000円×12ヶ月)
	ふれあい・いきいきサロン	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動とすること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・毎月、開催していること。	2,000円×開催回数 (上限80,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。)
	高齢者会食会	半年以上かつ5回以上	以下の全てを満たしていること。 ・70歳以上の独居高齢者を対象としていること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・原則、食事の提供をしていること。	4,500円×開催回数 (上限108,000円。事前準備及び他団体との共催事業は、開催回数から除外する。)
地域福祉活動事業費助成金		条件なし。	以下の全てを満たしていること。 ・広く一般に参加を呼びかける事業であること。 ・交付額以上の事業費で事業を実施すること。	30,000円

地域福祉活動開設費助成金	ふれあい ・いきいき サロン	条件なし。	以下の全てを満たしていること。 ・開設後、半年未満であること。 ・高齢者、障害者及び子育て中の親子などを対象に、居場所づくりの活動をしていること。ただし、子育てサロンは、世代間交流を伴う活動であること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・毎月、開催又は開催予定であること。	5,000 円
	高齢者 会食会	条件なし。	以下の全てを満たしていること。 ・開設後、半年未満であること。 ・70歳以上の独居高齢者を対象としていること。 ・対象者であれば誰もが参加できる活動であること。 ・原則、食事の提供をしていること。	

2. 留意事項

(1) 地域福祉活動運営費助成金・地域福祉活動事業費助成金・地域福祉活動開設費助成金共通

- ① 本会のボランティアセンターにボランティア団体情報カードを提出する。前年度に提出している場合は、更新をする。複数の対象団体が組織する協議会等で申請する場合の構成団体も同様とする。
- ② 活動実績の起算日は、その団体の会則が施行された日又は適用された日とする。
- ③ 主な対象事業
 - ア 地域における家事援助等の助け合い活動
 - イ 地域福祉推進に関する啓発事業・講演会・研修会
 - ウ 高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり、生きがいくりに寄与する事業
 - エ レクリエーション事業

(2) 地域福祉活動運営費助成金

- ① 「地域福祉活動団体」「ふれあい・いきいきサロン」「高齢者会食会」の3つの区分のうち

ち、2つ以上の区分に該当する対象団体は、希望する区分で申請することができる。

- ② 対象団体が年度の途中で別表に規定する活動実績を満たすこととなったときは、満たした月以降に助成金の交付の申請をすることができる。
- ③ 対象団体の前年度の収支決算において、繰越金額が総支出額の1/3を超えたときは、助成基準額の上限額の1/2を超えて申請することはできない。
- ④ 複数の対象団体が組織する協議会等により助成金の交付を申請することができる。この場合において、当該協議会等を構成する対象団体は、重複しているものとみなし、申請をすることができない。
- ⑤ 赤い羽根共同募金の配分金を財源とした助成金を活用して運営を行っている旨をチラシ、会報、収支決算書等に明記するなど、広報に努める。

記載例：「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動運営費助成金」

(3) 地域福祉活動事業費助成金

- ① 事業を周知する際に「朝霞市社会福祉協議会 地域福祉活動事業費助成金事業」とチラシ等に明記する。

3. 対象経費

運営費	対象	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの
事業費	対象	会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費など
	対象外	スタッフ・ボランティアのみの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、事業に直接関係のない経費
開設費	対象	会場費、保険料、郵便料、印刷費、材料費、什器備品購入費など
	対象外	茶菓子、スタッフ・ボランティアの飲食費・懇談会経費、領収書等がなく支払ったことを証明できないもの、開設に直接関係のない経費

提出前の最終チェックリスト

✓	対象団体
	構成員 (団体に登録している人) は 5人以上 ですか？
	構成員の過半数以上 が 朝霞市民 ですか？
	活動拠点 (主な活動場所、団体の事務所、代表者の住所など) は 朝霞市内 ですか？
	会費や参加費を集めるなど、 自主財源の確保 に努めていますか？ ※新型コロナウイルス感染症の影響により、活動内容を変えて会費等の徴収を行っていない団体でも、規約又は会則に自主財源の確保について明記されていれば、該当します。
✓	提出書類
	通帳のコピー (振込先、口座名義人がわかる箇所) は、添付されていますか？
	令和3年度も交付を受けた団体は、 地域福祉活動運営費助成金実績報告書 (様式第6号) は添付されていますか？
✓	提出書類の内容
	交付申請額 は、 上限金額以内 (p.14の助成基準額以内) になっていますか？
	収支予算書 (令和4年度) は、「 収入の合計 」=「 支出の合計 」になっていますか？

お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

地域福祉推進係

☎048(486)2485【直通】

FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター (はあとぴあ)